高知県検討のたたき台(事務局提案)

- 第5章 高知県公文書管理委員会
 (設置等)
 第〇条、第〇条、第〇条・・・・の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、高知県公文書管理委員会(以下「公文書管理委員会」という。)を置く。
 2 公文書管理委員会は、前項に定めるもののほか、公文書等の管理に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。
 3 公文書管理委員会は、委員〇人以内で組織する。
 4 委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 6 委員は、再任されることができる。
 7 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。
 8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 9 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 10 前各項に規定するもののほか、公文書管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

- (諮問) 第○条 知事は、次に掲げる場合には、公文書管理委員会に諮問しなければならない。 (1) 第○条、第○条第4項、第○条、第○条第1項から第3項まで、第○条、第○条第1項、・・・・又は第○条の規則の制定又は改廃の立案をしようとするとき。(**前条第10項の公文書管理委員会の組織及び運営に関する規則を除く条例施行規則の制定改廃時)** (2) 第○条第2項の協議が終了したとき。(**移管廃棄時の協議)** (3) 第○条の規定に基づき特定歴史公文書等を廃棄しようとするとき。

(資料の提出等の求め) 第〇条 公文書管理委員会は、第〇条第1項に規定する事項に関する事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求 めることができる。

第7章 罰則

第〇条 第〇条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

公文書の整理規定における法及び熊本県との比較

	高知県公文書管理委員会 高知県検討のたたき台(事務局提案)	公文書管理委員会(国)	熊本県行政文書等管理委員会
政令規定事項の制定改正の諮問	〇(知事が各実施機関の意見を取りまとめて諮問)	〇(内閣総理大臣が諮問)	○(知事又は各実施機関及び地方独立行政法人等が 諮問)
公文書管理規程(公文書管理規 則)の制定改正の諮問	〇(各実施機関が諮問)	〇(内閣総理大臣が行政機関への同意時に諮問)	〇(各実施機関及び地方独立行政法人等が諮問)
公文書館の利用等規則の制定改 正の諮問	〇(知事が諮問)	〇(内閣総理大臣が国立公文書館等の長への同意時 に諮問)	〇(知事が諮問)
現用公文書の廃棄時の諮問	〇(知事(公文書館長)が各実施機関との協議内容を 取りまとめて諮問)	×(膨大な件数の審査を行うことが実際困難であることが最大の理由とされる。)	〇(各実施機関が意見を聴く)
特定歴史公文書等の廃棄時の諮 問	〇(知事(公文書館長)が諮問)	〇(内閣総理大臣が国立公文書館等の長への同意時 に諮問)	〇(知事が諮問)
特定歴史公文書等の利用請求に係 る審査請求の諮問	〇(知事が諮問)	〇(国立公文書館等の長が諮問)	〇(知事が諮問)
内閣総理大臣の行政機関の長へ の勧告時の諮問	×	〇(内閣総理大臣が諮問)	×
公文書管理に関する重要事項に関 する意見	0	×	×
罰則	〇(公文書管理条例)	〇(国家公務員法)	〇(公文書管理条例)

公文書管理委員会に関する公文書管理法と熊本県の状況

	公文書管理委員会令(国)	熊本県行政文書等の管理に関する条例
組織	7人以内	5人以内
委員の任期	2年	2年
委員の構成	大学教授(6)、弁護士(1)	大学教授、元アーカイブス館長、大学非常勤講師、新聞社論説委員、弁護士